

総務文教常任委員会

H29. 7. 26 (水)

午後1時30分～

第3委員会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

- 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～前期基本計画の総括について（企画管理部）

- 中学校における選択制デリバリー弁当導入事業の取組み状況について（教育部）

3 その他

(1) 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第33回大会への参加について

(2) 次回の日程について

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～

—前期基本計画の総括に係る取組報告—

亀岡市企画管理部企画調整課

平成29年7月26日

1 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～前期基本計画の概要について

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～は、「水・緑・文化が織りなす 笑顔と共生のまち かめおか ～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」を目指す都市像に掲げ、その実現のための本市のまちづくりの指針や、取り組むべき具体的施策を定めています。

(1) 第4次亀岡市総合計画の構成

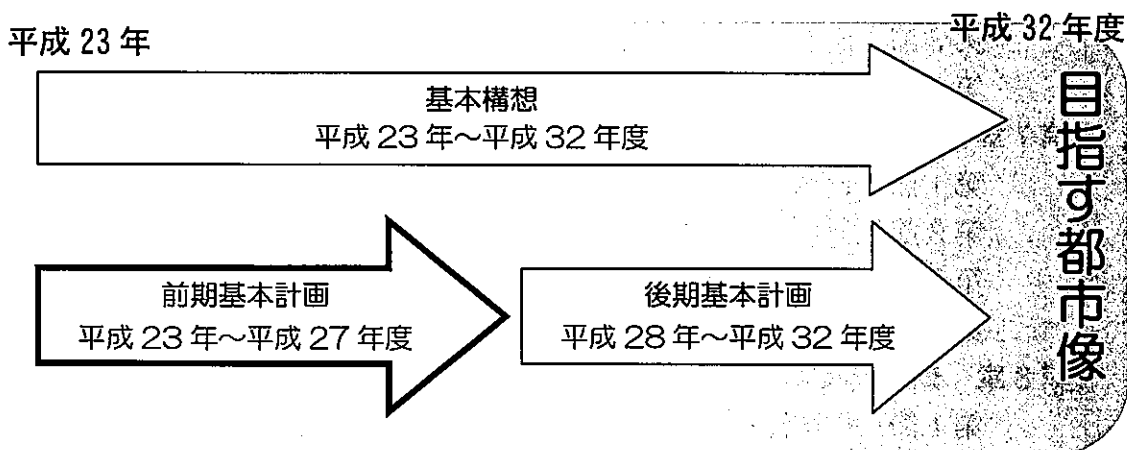
第4次亀岡市総合計画は、本市が目指すべき将来像を定めた「基本構想」と、その実現のために必要な具体的施策を定めた「(前期/後期)基本計画」で構成しています。

基本構想	目標年次に向け、本市が目指す将来像や都市のすがた、施設の基本方針（施策の大綱）、さらには象徴的な事業であるシンボルプロジェクトを示しており、基本構想の計画期間における将来のまちづくりの指針となるものです。
基本計画	基本構想で示された目指す都市像を実現するために、取り組むべき施策を体系的・総合的に示す計画です。 基本計画は、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるよう前期と後期に分けて策定・検証します。

(2) 前期基本計画・計画期間

第4次亀岡市総合計画の対象とする期間は、平成23年～平成32年度までであり、うち前期基本計画は平成23年～平成27年度までを対象として、本市が取り組むべき具体的施策等を定めたまちづくりの基本計画です。

【イメージ図】



(3) 前期基本計画の構成

計画期間（平成23年～平成27年度）にかけて、基本構想「施策の基本方針〔施策の大綱〕」で定める方針に従い、8つの章から成る施策分野別の基本計画ごとに取り組むべき施策の方向性を、節により区分して構成されています。

【各章の構成】	
第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり	
第1節 人権尊重・平和	第2節 男女共同参画
第3節 コミュニティ	第4節 市民協働
第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり	
第1節 セーフコミュニティ	第2節 防災・消防
第3節 交通安全・防犯	第4節 消費者保護
第3章 健康で元気あふれるまちづくり	
第1節 健康づくり・医療	第2節 地域福祉
第3節 子育て支援	第4節 高齢福祉
第5節 障害のある人の支援	
第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり	
第1節 生涯学習	第2節 就学前教育・学校教育
第3節 社会教育	第4節 文化芸術・歴史文化
第5節 生涯スポーツ	第6節 地域間交流・国際交流
第5章 人と環境にやさしいまちづくり	
第1節 自然環境	第2節 地球環境・省エネルギー
第3節 資源循環・廃棄物処理	第4節 市街地
第5節 景観保全・形成	第6節 公園・緑地
第6章 活力あるにぎわいのまちづくり	
第1節 農業	第2節 林業
第3節 商業	第4節 ものづくり産業
第5節 観光	第6節 就労支援
第7章 快適な生活を支えるまちづくり	
第1節 道路	第2節 公共交通
第3節 河川	第4節 水道
第5節 下水道	第6節 住宅・住環境
第7節 火葬場	第8節 情報・通信
第8章 効率的で明るい都市経営	
第1節 行政運営	第2節 財政運営
第3節 広域連携	

(4) シンボルプロジェクトについて

第4次亀岡市総合計画では、市民・事業者・団体・行政が同じスタートラインに立って、「目指す都市像」の実現に向け取り組む新たな市民協働の取組として、「シンボルプロジェクト」を位置付けています。

前期基本計画のシンボルプロジェクトにおいては、「自然・文化 次代継承プロジェクトチーム」、「住み心地向上プロジェクトチーム」、「にぎわい創出プロジェクトチーム」の3チームで活動しました。

2 第4次亀岡市総合計画・前期基本計画の進行管理・行政評価

第4次亀岡市総合計画の基本構想においては、行政評価等の手段により基本計画に係る各施策の進捗状況と成果を把握・検証し、また検証結果の公表を通じて、情報を市民と共有しながら進行管理に取り組むこととしています。

前期基本計画における進行管理・行政評価の仕組みは次のとおりです。

(1) 前期基本計画の進行管理について

前期基本計画の進行管理については、次の仕組みに基づき実施しました。

① 進行管理調書の作成

進行管理においては、前期基本計画の具体的施策に係る全事業（406事業）について進行管理調書を作成し、前年度までの進捗状況を管理することで、前期基本計画において取り組むべき施策の進捗について漏れなく把握するとともに、次年度以降の各事業の円滑な推進を図りました。

② 目指す目標の設定

「計画の進捗状況の把握・検証と公表」、「計画の改善」、「市民の意識啓発」、「行政の意識改革」を目的に、市民と行政が互いに目的を共有し、協働のまちづくりを進めるため、前期基本計画の概ね各章各節単位で「目指す目標」を設定し、その進捗管理を務めました。

(2) 前期基本計画の行政評価について

前期基本計画の行政評価については、以下の流れで実施しました。

①対象事業の選定

前期基本計画の具体的施策に係る全事業のうち、「まちづくりの重点事業」、「無作為に抽出した事業」、「主管部が選定した事業」について、行政評価の対象事業に決定。(1年あたり30～50事業程度)

②市民からの意見募集

行政評価の対象事業について主管課作成の調書を公表し、各事業に対する市民からの意見を募集。

③進行管理部会によるヒアリング評価の実施

行政評価の対象事業について、市民意見を踏まえ、進行管理部会において「優先度」、及び今後の「方針」等について評価。

④市長・副市長によるヒアリングの実施

行政評価の対象事業について市長・副市長によるヒアリングを実施。

⑤事業査定

②～④の結果を踏まえ、当該事業の「優先度」、及び今後の「方針」について事業査定を実施。

(3) 進行管理・行政評価の結果の活用

行政評価の結果については予算査定の参考資料として用いるとともに、改善が必要と評価された事業については、所管課に次年度以降に改善状況の報告を求めることで、事務改善に努めました。

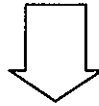
また、各事業の進行管理調書及び行政評価の結果について、亀岡市ホームページ及び市役所1階情報コーナーにて公表することで、市民との情報共有を図るとともに、市民への説明責任を果たしました。

前期基本計画の進行管理の仕組み

①進行管理

【概要】

前期基本計画の具体的施策に係る全事業（406事業）を対象に、進行管理調書を作成し、進捗を管理。



②行政評価

前期基本計画の具体的施策に係る全事業のうち、

- ①まちづくりの重点事業
- ②無作為に抽出した事業
- ③主管部が選定した事業

を対象に、市民からの意見募集、進行管理部会、市長・副市長ヒアリングを実施。

- ☞ ヒアリングによる事業査定結果については、予算査定の参考資料として活用
- ・また、改善が必要な事業については、次年度以降の改善状況を報告。
- ・評価結果については、公開することで市民との情報共有を図るとともに、説明責任を果たす。

(4) 前期基本計画 進行管理・行政評価 取組経過

<p>平成 23 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の進行管理・行政評価の仕組みについて検討 ・前期基本計画 取組開始 <p>平成 24 年度 ～ 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の進行管理・行政評価を実施 ・前期基本計画 終了 (平成 27 年度) ・前期基本計画の総括について、市長から亀岡市総合計画審議会会長へ諮問 (平成 28 年度第 1 回亀岡市総合計画審議会) <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の総括について、亀岡市総合計画審議会会長から市長へ答申 (平成 29 年度第 1 回亀岡市総合計画審議会)
--

(5) 各年度における行政評価 取組結果

<p>①平成 24 年度 行政評価 取組結果</p> <p>【対象事業】 50 事業</p> <p>【結 果】 ①優先度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に高い … 13 事業 ・高 い … 21 事業 ・普 通 … 15 事業 ・低 い … 1 事業 	<p>②今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実・強化 … 15 事業 ・維持・継続 … 21 事業 ・改善・見直し … 14 事業
<p>②平成 25 年度 行政評価 取組結果</p> <p>【対象事業】 50 事業</p> <p>【結 果】 ①優先度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に高い … 11 事業 ・高 い … 24 事業 ・普 通 … 14 事業 ・低 い … 1 事業 	<p>②今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実・強化 … 11 事業 ・維持・継続 … 32 事業 ・改善・見直し … 7 事業
<p>③平成 26 年度 行政評価 取組結果</p> <p>【対象事業】 50 事業</p> <p>【結 果】 ①優先度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に高い … 11 事業 ・高 い … 27 事業 ・普 通 … 12 事業 	<p>②今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実・強化 … 4 事業 ・維持・継続 … 33 事業 ・改善・見直し … 13 事業
<p>④平成 27 年度 行政評価 取組結果</p> <p>【対象事業】 30 事業</p> <p>【結 果】 ①優先度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に高い … 10 事業 ・高 い … 9 事業 ・普 通 … 11 事業 	<p>②今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実・強化 … 3 事業 ・維持・継続 … 23 事業 ・改善・見直し … 4 事業

3 前期基本計画 第1章～第8章までの取組結果について

(1) 着手率について

着手率とは、前期基本計画の具体的施策に記載された各取組項目について、前期基本計画期間中に事業に着手した割合を示します。

【各章の着手率】

第1章	…	100%
第2章	…	100%
第3章	…	100%
第4章	…	100%
第5章	…	98%
第6章	…	100%
第7章	…	96%
第8章	…	100%

※未着手事業

第5章第4節	「魅力的な市街地形成の誘導（地区計画制度の導入）」
第7章第2節	「自転車等駐車場使用料の改訂」 「撤去自転車の再利用によるレンタサイクルの導入検討」
第8節	「情報通信に係る市民向けパソコン講習会」

(2) 進捗率について

進捗率等は、前期基本計画の具体的施策の中に記載された各取組項目に係る事業の目標年度に向けた進捗度の平均を示します。

【各章の進捗率】

第1章	…	99%
第2章	…	97%
第3章	…	96%
第4章	…	97%
第5章	…	94%
第6章	…	91%
第7章	…	92%
第8章	…	99%

(3) 「目指す目標」の達成状況について

前期基本計画期間における「目指す目標」の達成状況は次のとおりです。

達成状況	項目数	割合
①目標を達成した項目	30項目	55.6%
②計画策定時から数値等が向上している項目	15項目	27.8%
③計画策定時から数値との増減がない項目	1項目	1.9%
④計画策定時から数値等が低下している項目	8項目	14.8%
合計	54項目	100%

(4) 定住人口、にぎわい人口について

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～は、平成23年から平成32年度までの本市のまちづくりの指針を示した基本構想において、定住人口10万人、にぎわい人口600万人を目標に掲げています。

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の折り返し時点である前期基本計画終了時における本市の定住人口、にぎわい人口は次のとおりです。

①定住人口

次のとおり、平成32年度時点で10万人を目標としていますが、計画策定時と比較して約3.5%減少しています。

平成21年度	平成27年度	平成32年度
実績値 (H21.10.1)	実績値 (H28.3.31現在)	目標値
94,003人	90,694人	100,000人

②にぎわい人口

次のとおり、計画策定時と比較して約4.8%増加しています。

平成21年度	平成27年度	平成32年度
実績値	実績値(参考値)	目標値
564万人	591万人	600万人以上

4 前期基本計画の進行管理に係る課題等について

前期基本計画の進行管理に係る課題、及び後期基本計画の進行管理の仕組みへの反映状況は次のとおりです。

(1) 指標の設定について

【課題】

前期基本計画の進行管理調書においては、各事業の進捗具合を測定する指標について、「活動指標（アウトプット指標）」と「成果指標（アウトカム指標）」が混在しており、また、定性的な指標も多く事業の実施による成果が不透明でした。

【後期への反映】

後期基本計画の進行管理においては、各事業について「活動指標（アウトプット指標）」と「成果指標（アウトカム指標）」を設定することとします。また、出来る限り定量的な指標の設定に努めます。

(2) 事務事業評価について

【課題】

前期基本計画の進行管理における進行管理部会及び市長・副市長によるヒアリング（事業査定）は事務事業単位での実施であったため、事業によっては市民等からは分かりにくく、また施策における位置づけも不明瞭でした。

【後期への反映】

後期基本計画の進行管理部会、市長・副市長ヒアリングは、施策単位（後期基本計画・各章の各「節」単位）で実施することで、後期基本計画の効果的な推進を図ります。

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当導入について

1. 対象校及び対象者

平成29年度は亀岡市立詳徳中学校をモデル校として実施し、昼食提供を受ける対象者は、生徒、教職員とする。

2. 実施日

平成29年10月1日以降で、学校が指定する日とする。
予約システムによる予約は平成29年9月から開始予定。

3. 弁当

○提供業者

平成29年7月、公募型プロポーザルにより、有限会社ケイフーズを選定。

○弁当内容

- ・日替わりメニューの昼食弁当を提供する。
- ・主食（米飯）は大盛りが選択できる。（通常250gのところ大盛りは300g）
- ・弁当の価格は400円（消費税及び地方消費税込）、大盛り価格は430円（消費税及び地方消費税込）とする。

○献立

- ・主食（米飯）、副食（おかず4品程度）を基本とする。
- ・学校給食法に基づく栄養摂取基準や中学生の嗜好、旬の食材、季節の行事食などを考慮し、栄養士が作成する。
- ・献立表は前々月25日までに提出を受け、予約システムに反映させる。

○使用食材

- ・安全性を確認できるものを使用する。
- ・国内産の材料や食品添加物を含まない製品の使用や、地産地消に努める。

○弁当箱

- ・弁当箱は、原則として、亀岡市教育委員会の貸与した弁当箱を使用する。

○衛生管理・事故対応

- ・安全管理、衛生管理は、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に従って行う。
- ・弁当提供業務において、万一の事故に備え、十分な対応ができる損害賠償保険に加入する。

○配送・配膳・弁当箱回収

- ・指定の場所に配送し、配膳員（委託業者）に引き渡すものとする。
- ・弁当箱は原則当日回収し、残菜やごみは持ち帰り、適切に処理する。

4. 予約システム

○システム業者

平成29年7月、公募型プロポーザルにより、ビジネスラリアート株式会社を選定。

○概要

- ・パソコンやスマホ、携帯電話等によりwebを利用して予約する（24時間対応）。
- ・予約システムは市HPや学校HPからの利用も可能とする。
- ・予約システムは市、保護者、弁当提供業者が利用可能で、弁当提供業者はその日の予約状況を確認して学校に弁当を配送する。

○利用方法

- ・保護者で利用者登録を行いID、パスワードを取得する。
- ・決済方法（クレジット、コンビニ振込、金融機関振込等）を選択し、システムからの案内に従い必要食分を入金。
- ・システムが入金を確認した後、画面から必要な日の予約注文を行う。

【入金からシステム反映までの時間】

クレジット…数分後に反映

コンビニ振込…数分後に反映

ATM（銀行、ゆうちょ銀行）からの振込…数分後に反映

○予約・キャンセル

- ・一ヶ月前から予約できる。
- ・予約及びキャンセルは当日の午前8時まで行うことができる。
- ・気象警報による臨時休校の場合は、判明した時点（午前9時）で取り消すものとする。
- ・卒業時点で残金がある場合は、弁当提供業者から返金する。

5. その他

- ・利用率向上のために、生徒・保護者を対象とした試食会を開催する（8月～9月）。
なお、生徒の試食会は公費負担で行い、保護者の試食会は個人負担で行う。
 - ・保護者の試食会の際には、予約システムの利用方法について業者から説明する。
- ※ 概ね1年間、改善を重ねつつ試行し、生徒や保護者、教職員の意識の変化などを確かめながら、次のステップとして、そのあり方を検討する。

人施亀第8号

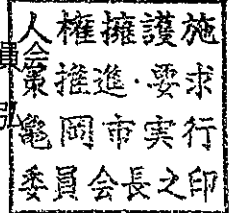
2017年7月6日

人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会

加入団体代表者様

人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会

会長 大西章 引



部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第33回大会
への参加について（依頼）

盛夏の候ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当実行委員会の取り組みに格別の御理解と御尽力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

さて、来る8月9日（水）に、部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会
の「第33回大会」が、龍谷大学 響都ホールで開催されます。亀岡市実行委
員会といたしましても、あらゆる人権問題の早期解決に向けた運動に積極的に
取り組むため参加したいと思います。

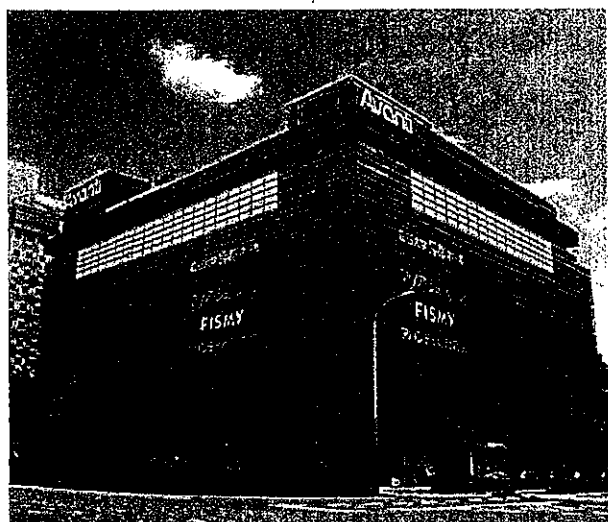
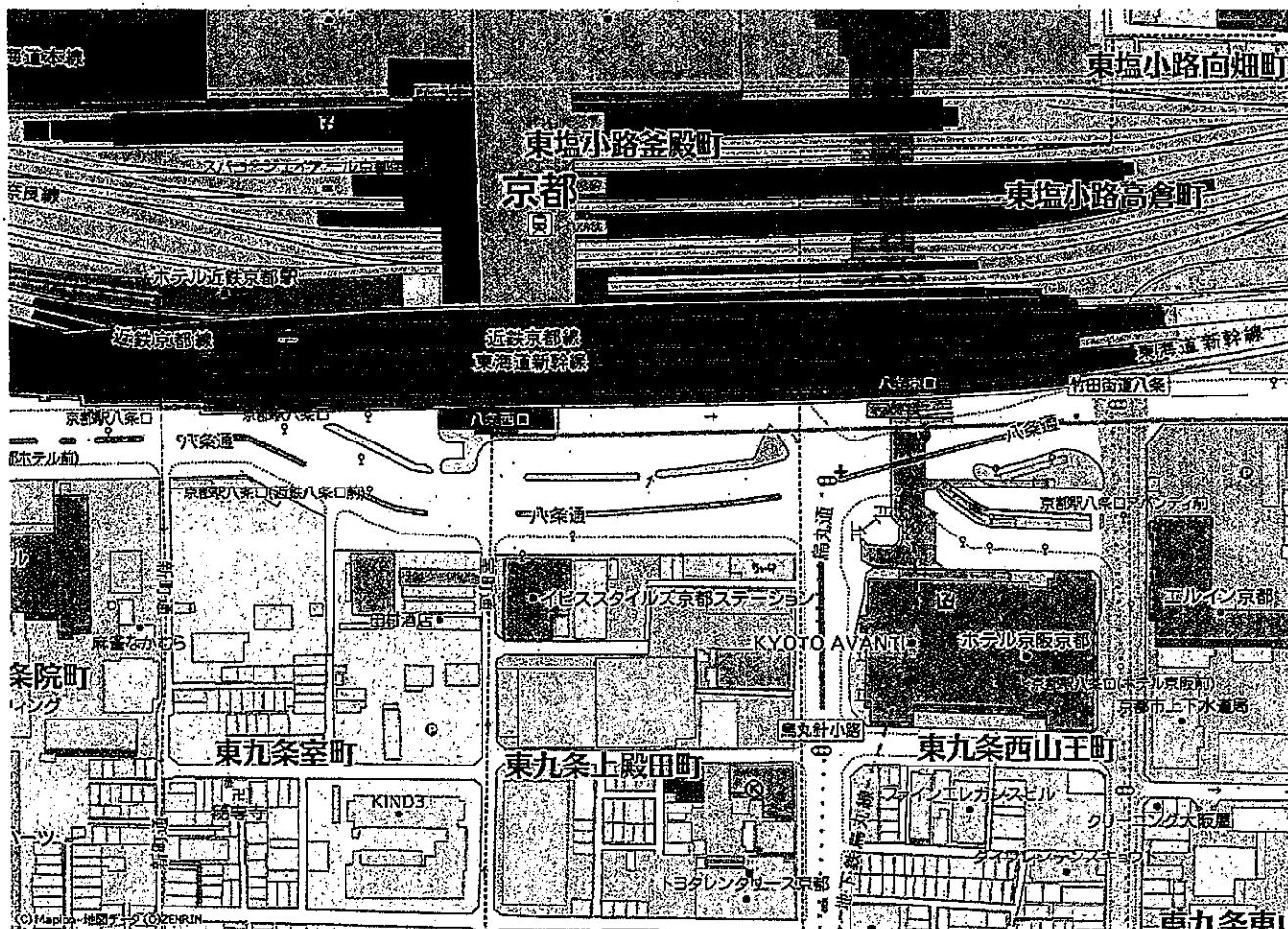
つきましては、趣旨等御理解のうえ、御参加いただきますようよろしくお願
い申し上げます。

記

- 1 日 時 2017年8月9日（水）午後1時～（開場：正午）
- 2 会 場 龍谷大学 響都ホール
(京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階)
- 3 参加要請人数 1 人
- 4 日 程
午後1時 開 会
午後1時10分 来賓あいさつ・紹介
経過報告・基調提案・役員選出等
午後2時20分 記念講演
午後3時30分 閉 会

【裏面あり】

龍谷大学響都ホール校友会館



龍谷大学響都ホール校友会館へ

- 電車で来館する場合は京都駅(八条口)から地下通路経由で 地下1階の出入口を入り左側奥の東エレベータで9階へ

※AM10:00 以前は1階東エレベータで9階へ